

6次産業化推進事業（ハード支援）実施要領

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

第1 事業の目的

6次産業化に意欲的に取り組もうとする農林漁業者等に対して、自ら生産した農林水産物や地域で生産された農林水産物の加工および販売または地域の伝統技術を用いた農林水産物の加工および販売に必要な施設、機械類等の整備に必要な経費を支援することにより、農林漁業経営の6次産業化を促進することを目的とする。

第2 補助事業者および事業実施主体

1 補助事業者

補助事業者は、市町とする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、本事業で整備する施設、機械類等により5年以内に農林水産物の加工および販売による売上額が300万円以上の増加となる事業計画を立てることができる農林漁業者または農林漁業者を含む3戸以上で組織する集団とする。

なお、第3イを、表に添えた※に基づき整備する場合は、5年以内に自ら生産した商品の売上額が300万円以上の増加となる事業計画を立てることができる農林漁業者または農林漁業者を含む3戸以上で組織する集団とする。

ただし、いずれも加工品の販売額が1,000万円以上ある者は対象外とする。

第3 事業内容

本事業の補助内容、補助率および補助上限額については、下表のとおりとする。

補助内容	補助率	補助上限額 (千円)
ア 農林水産物の加工に必要な施設および機械・設備（例：製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、燻製機、シンク、皮むき機、スライサー、ロースター、スチームコンベクションオーブン、回転釜、洗米機、豆洗機、浸漬機、冷凍冷蔵庫、瓶詰機、乾燥機、金属探知機、真空包装機、食器洗浄機、作業台等）。	1/3 以内	1,900
イ 農林水産物等販売施設および機械・設備（例：陳列棚、冷凍・冷蔵ショーケース等）。		
ウ 農林水産物を活用した料理等を提供する施設および機械・設備（例：シンク、コンロ、フライヤー、スチームコンベクションオーブン、皮むき機、炊飯器、冷凍冷蔵庫、食器洗浄乾燥機、食器消毒保管庫、厨房浄水装置、調理用テーブル、店舗用テーブル、椅子等）。		
エ その他必要と認められる施設・機械等		

※ イのみの整備も可能とする。なお、これにより整備した機械・設備の利用にあたっては、自らまたは県内で生産された6次産業化商品の取り扱いが50%以上（取扱品目数ベース）を占めることとする。

第4 事業実施計画書の提出

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、6次産業化推進事業（ハード支援）実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を、所管する農林総合事務所または嶺南振興局もしくは水産課と協議のうえ作成し、市町長に提出するものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体から提出のあった計画書を審査し、知事に提出するものとする。

第5 事業実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和元年度から令和5年度とする。
- 2 第4の計画書に基づく事業の実施期間は、交付決定を受けた当該年度末までとする。

第6 事業実施計画の審査、評価および認定

知事は、第4の規定に基づき、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときはその認定を行い、当該市町長に通知するものとする。

第7 事業の実施

- 1 本事業は、第6の規定により計画書の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）が当該補助金の交付を受けることができるものとし、その補助金交付手続は、福井県補助金等交付規則および農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。
- 2 認定事業実施主体は、認定を受けた計画書に基づき、事業を実施するものとする。

第8 事業の実施にかかる指導・助言

県は、事業の円滑かつ適正な実施を図るため、認定事業実施主体等と連絡を密にしながら、他の計画、事業との整合性および関連に配慮するとともに、必要な指導および助言を行うものとする。

第9 事業実施計画の変更

- 1 認定事業実施主体は、認定を受けた計画書の内容を変更する場合は、知事の承認を受けなければならない。
ただし、変更が軽微であって、農林漁業経営全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。
- 2 前項の知事の承認を受ける場合には、変更実施計画書（様式第1号を準用）を、市町長を経由して提出するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、交付要綱に定める補助事業の内容または経費の配分の変更に該当する場合においては、補助事業者である市町は交付要綱の定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

第10 報告等

- 1 入札てん末報告
認定事業実施主体は、請負（随意）入札を終了したときは、速やかに請負

(随意) 入札てん末報告書(様式第2-1号)により、市町長あて報告するものとし、報告を受けた市町長は、県に報告するものとする(様式第2-2号)。

なお、請負(随意)入札差金(以下「差金」という。)の他の工事、施設への使用については、原則として認めないが、同事業実施において、その事業の効率等からやむを得ないものにあつては、次の手続を了したうえで処理するものとする。

- (1) 認定事業実施主体は、この差金を他の工事・施設に使用しようとする場合は、請負(随意)入札差金使用申請書(様式第3-1号)を、市町長に提出するものとする。
- (2) 当該市町長は、速やかに関係機関等と協議の上、請負(随意)入札差金の使用についての協議(様式第3-2号)を県に提出し、その指示を受けるものとする。

2 事業完了実績報告書

市町長は、事業完了後、速やかに事業完了実績報告書を県に提出するものとする(様式第4号)。

3 事業計画達成状況報告

市町長は、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、事業計画達成状況報告書(様式第5号)により、翌年度の6月末までに県に提出するものとする。この場合、市町長は、あらかじめ認定事業実施主体から、事業計画達成状況報告書による報告を受けるものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、当事業に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この実施要領は、令和元年7月25日より施行する。

一部改正 令和3年度4月1日